

## ○大府市中学校部活動指導費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動を指導する教職員を支援し、もって学校教育としての部活動の振興を図るため、大府市立の中学校に対して、予算の範囲内において交付する大府市中学校部活動指導費交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、中学校が学校教育として実施する部活動とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業に必要な印刷に要する費用
	修繕料	事業に必要な修繕に要する費用
役務費	通信運搬費	事業を行うために必要な通信運搬費
負担金及び交付金	その他負担金	事業を行うために必要な大会参加費等の負担金